第3期第13回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録		
第3期第13回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録		
1 日時	平成 27 年 3 月 19 日 (木) 午後6時~午後8時	
2 場所	練馬区役所本庁舎 7 階防災会議室	
3 出席者	(委員 16 名)宮崎牧子委員長、石井知子委員、岩月裕美子委員、大塚邦俊委員、丸山敏雄委員、堀木正宏委員、米澤聡子委員、辻正純委員、新井みどり委員、芹澤考子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、加藤均委員、鵜浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員、木田正吾委員(事務局 6 名)福祉部長、福祉部経営課長、福祉施策調整担当課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長	
4 傍聴者	0名	
5 議題	 ○ 地域包括支援センター運営協議会 指定介護予防支援事業者の指定について	
	1 介護保険状況報告 ····資料 11	
6配布資料	席上配布資料 (資料 1) 指定介護予防支援事業者の指定について (資料 2) 介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について (資料 3) 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について (資料 4) 平成 27 年度地域密着型サービス事業者の公募について (資料 5-1) 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について (資料 5-2) 第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案) (資料 6) 練馬区介護保険条例の一部改正について (資料 7) 練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例 の制定について	

	(資料 8) 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介
	護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基
	準に関する条例の制定について
	(資料 9) 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の
	基準に関する条例の一部改正について
	(資料 10) 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および
	運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の
	ための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正について
	(資料 11) 介護保険状況報告(平成 27 年 2 月末現在)
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会)
	健康福祉事業本部福祉部福祉施策調整担当課地域包括支援センタ
	一調整担当係
	一調整担当係 Tm:5984-4582(直通)
	~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	TEL: 5984-4582(直通)
	TEL: 5984-4582(直通) Eメール: FUKUSISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp
	TEL: 5984-4582(直通) Eメール: FUKUSISISAKU03@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会)

第 13 回地域包括支援センター運営協議会 第 13 回地域密着型サービス運営委員会

(平成27年3月19日(木):午後6時00分~午後8時00分)

〇委員長 これより第3期第13回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から、本日の出席委員、傍聴者の人数の報告をお願いする。

- **○事務局** ただいまの出席委員は14名で、4名の委員から欠席の連絡を受けている。傍聴者は0名である。
- **〇委員長** では、次第に沿って議題を進める。本日も委員の皆様には活発なご意見、ご発言をお願いしたい。なお、午後8時を閉会の目途としているので、会の円滑な進行にご協力をお願いする。また、議事録を作成する都合上、発言についてはマイクを通してお願いいする。

では、協議案件として、地域包括支援センター運営協議会、案件1、指定介護予防支援 事業者の指定について、介護保険課長による説明をお願いする。

〇介護保険課長 資料1についてご説明させていただく。

【資料1について説明】

○委員長 資料1に対して、質問や意見があればお願いする。

(なし)

- **〇委員長** 続いて案件の2に移る。介護予防ケアマネジメント業務の一部委託について、 資料2の説明を福祉施策調整担当課長にお願いする。
- ○福祉施策調整担当課長 資料2についてご説明をさせていただく。

【資料2について説明】

- ○委員長 資料2に対して、質問や意見があればお願いする。
- **〇委員** 「委託先は業務に関する知識や能力を有する事業者」や、「支援の方法に関する 基準を遵守させる」とあるが、誰がそれを判断するのか。
- **○福祉施策調整担当課長** 一義的には本所が判断をする。契約の主体は本所と居宅介護予防支援事業者になるので、本所の判断のもとで行っていくことになる。

そのうえで、今回、本所を委託するに当たり、この地域包括支援センター運営協議会の 皆様に第三者評価の委員になっていただきたいというお話を、昨年からさせていただいて いるところである。

具体的には、来年度から第三次評価に取り組んでいただくことになるが、本所が適切に 対応しているかどうかについては、皆様方に評価していただきたいという考えである。

〇委員 もう一つ、高齢者相談センターに相談といっても、「質の均一化」といったら変であるが、能力的にはばらつきがあり、そのあたりも勘案されるとは思うが、その対策的としては、どのようにお考えか。

○福祉施策調整担当課長 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、 ケアマネジャーの質の向上については、計画の中に取り込んでいる。そして、その役割を 本所・支所がしっかりと担っていくこととしている。

また、ケアマネジャーの横の関係を構築するということでケアマネ連絡会があるが、こうしたコミュニティを使って一層の質の向上を図っていくこととなる。

また、本所と支所の関係においては、支所における在宅療養に関する相談への対応力の 向上が、第6期計画に位置づけられており、これについては本所が担うと同時に、4月から練馬総合福祉事務所内の直営の本所を、全体を統括する基幹型本所として役割を引き上 げ、そのもとで対応していく。

- ○委員長 そのほかは如何か。
- **○委員** 予防のケアプランを居宅介護支援事業所に委託することについては、中立性・公平性を確保するとの話があったが、要介護のケアプランの紹介なども同じことか。また、2ページの(3)②の半径1.5km圏内というのは、支所の管轄の範囲でこういう数字が出てきたということか。
- ○福祉施策調整担当課長 要介護の方のケアプランの作成をお願いする場合に、本所、支 所がどう対応しているかについては、今回、改めて各本所・支所に状況を確認したところ、 その取り組みにばらつきがあるという実情が判明した。そこで、4月に向けて、2ページ の(3)にあるような対応を、要介護者向けのケアプランを作成する事業所の紹介をする 際にも、心がけて対応していくことで、整理をしている。また、3月末に行われる本所・ 支所の定例会議の中でも、その取り組みは徹底していく予定である。
- 1.5km圏内の話であるが、これは、あくまでもご本人の居宅を中心として、半径1.5kmとさせていただいた。しかし、急にケアプランを変更行するようなこともある中で、速やかに対応可能な事業所が必要なことと、余り範囲を狭くしてしまうと、今度は逆に選択肢がなくなってしまうということもあるので、居宅介護支援事業所の分布状況を勘案して検討したものである。
- ○委員長 そのほか如何か。

(なし)

〇委員長 これで、地域包括支援センターの運営協議会を終了する。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会に移る。

地域密着型サービス運営委員会の案件1、地域密着型サービス事業者等の指定更新について、資料3の説明を介護保険課長にお願いする。

〇介護保険課長 資料3についてご説明させていただく。

【資料3について説明】

○委員長 資料3に対して、質問や意見があればお願いする。

(なし)

〇委員長 続いて案件の2、地域密着型サービス事業者の公募について、資料4の説明を 介護保険課長にお願いする。

〇介護保険課長 資料4についてご説明させていただく。

【資料4について説明】

- ○委員長 資料4に対して、質問や意見があればお願いする。
- ○委員 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、なぜ光が丘圏域の募集数が1で、下の全圏域で1なのか。
- **〇介護保険課長** 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、各地域 2か所ずつ整備し8か所整備する計画であった。光が丘圏域が1か所未整備であるため、 まずは光が丘圏域を整備したいということで、光が丘圏域は1となっている。

4圏域で1か所となっているものについては、光が丘圏域を整備しつつ、区内全域で1 か所を整備していきたいという考えである。

- **○委員** そうすると、下の1という数字は、グループホームなどの定員を意味するのではなく、あくまで事業所数ということか。了解した。
- **〇介護保険課長** そのとおりである。
- ○委員長 そのほか、如何か。

(なし)

○委員長 これで、地域密着型サービス運営委員会を終了する。

続いて、報告事項に移る。

報告事項は、3月13日に終了した区議会で成立した案件について、一括して報告させていただく。これまで、介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会にて報告してきたもので、計画や条例として成立したものについての報告である。

では、第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について。資料5の報告を、高齢社会対策課長にお願いする。

〇高齢社会対策課長 資料5-1、5-2についてご説明させていただく。

【資料5-1、5-2について説明】

- ○委員長 資料5に対して、質問や意見があればお願いする。
- **〇委員** 33ページほかも、かなりのページで複合型サービスという言葉が出てくるが、これは全て看護小規模多機能型居宅介護になるのか。随分多くあると思うのだが、修正した方が良いのではないか。
- ○高齢社会対策課長 委員のご指摘のとおり、ここで示している複合型サービスは、看護

小規模多機能居宅介護のことである。第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の発行時期が本年3月であるため、複合型サービスの名称を使用している。

○委員長 そのほかご質問は如何か。

(なし)

- **〇委員長** 続いて、練馬区介護保険条例の一部改正について、資料6の報告を介護保険課長にお願いする。
- **〇介護保険課長** 資料6についてご説明させていただく。

【資料6について説明】

○委員長 資料6に対して、質問や意見があればお願いする。

(なし)

- **〇委員長** 続いて、資料7、資料8、資料9、資料10については一括で報告をお願いする。 まず、地域包括支援センターの運営等に関する基準条例の制定について、資料7の報告を 福祉施策調整担当課長にお願いする。
- ○福祉施策調整担当課長 資料7についてご説明させていただく。

【資料7について説明】

- ○委員長 続いて指定介護予防支援事業者の運営等に関する基準条例の制定についておよび地域密着型サービスの運営等に関する基準条例等の一部改正について、資料8、資料9、資料10の報告を介護保険課長にお願いする。
- ○介護保険課長 資料8、資料9、資料10についてご説明させていただく。

【資料8、資料9、資料10について説明】

〇委員長 ただいま資料7、資料8、資料9、資料10の報告を一括してお願いしたが、これらについて、質問や意見があればお願いする。

(なし)

- **〇委員長** それでは、その他に移る。介護保険状況報告について、資料11の説明を介護保 険課長にお願いする。
- **〇介護保険課長** 資料11についてご説明させていただく。

【資料11について説明】

○委員長 資料11に対して、質問や意見があればお願いする。

(なし)

○委員長 その他に、質問や意見があればお願いする。

○委員 資料5-2介護保険事業計画にもあるように、既存の施設については、利用率の向上を図るという表現が非常によく出てくるが、ある事業者の方に聞いたところ、最近、事業所数が増えたせいか、非常に利用率が下がっているということであった。もう一つは、ある事業所では、デイサービスは認可であるが、ショートステイは無認可でやっているという話を聞いた。そのような状況は把握されているのか。または、そういうことがあった場合には、どう考えているのか、伺いたい。

〇介護保険課長 事業所が増えているというのは、私どももそのように感じている。一つは、それだけ需要があるということだと思う。事業所が増えるということは、介護保険給付費の伸びにつながり、保険料に影響を与えるという問題もある。その一方で、それだけ介護が必要な方が多くなっているということも事実である。

この会議は、区が指定権限を持つ地域密着型サービスの事業者を公募選定するに当たって、ご意見を頂戴する場であるが、その一方で、ほとんどのサービスは、練馬区に指定権限がなく、東京都が指定権者となっている。

東京都には、別の会議の場を通じて、区市町村に対して適正な事業所数をどうコントロールしているのか質問をしてきた。そのときの東京都の回答は、申請書類が揃っていれば事業者を指定するという内容であった。

したがって、事業所が増えているという部分では、一定程度東京都としても責任を持ってもらわなければ困るということを、都に強く意見したことがある。

2点目の質問であるが、無認可であることが法に抵触するということであれば、地域密着型サービスであれば練馬区が対応させていただくが、認可権者が東京都であれば、区は東京都と連携して事業所に対して指導を行うことになると考えている。

○委員 許認可の話は別として、区が指導できなければ、それを東京都に指導してもらうように言うことは、具体的にできると思う。区がそのような無認可の事業所を把握しているか、または把握する努力が必要ではないか。つまり、東京都が認可権者だからといって、練馬区が指導できないという話ではないと思うのである。

〇介護保険課長 利用者あるいは利用者のご家族からご意見があれば、区として対応している。東京都に対しては、まず区で状況を把握し、その内容を都に伝えるなど連携を図っているところである。

以上です。

○委員 これは、9の2ページ目のところで、国が決めたことであるからいた仕方ないとは思うが、一委員として区にぜひお願いしたいことは、基準が緩和されるという(1)の部分の「運営推進会議および外部評価の効率化」は、非常にリスキーな部分だと思う。聞くところによると、事業者側の負担が大きいので、事業者の委員が国に働きかけてこうなったというのだが、自浄作用というのはほとんど難しいと思う。今はそれを第三者評価がやっているわけである。

運営推進会議のあり方については、地方は別として、東京都23区内は少なくとも形骸化していると思う。形として問題のないことは認める。ただ、内容的については、非常に問題が多い。なので、練馬区として、ぜひともこの部分については、単に効率化ということではなく、実質的な効率化を図っていただきたいというのが要望である。

○委員長 このような要望が出されているので、ぜひ、利用されている方たちにとってサービスの質が大変重要になってくるので、行政として一層力を注いでいただきたいと思う。○委員 先ほども触れたが、地域密着型サービスに関しては、区の許認可権があるということは、地域密着型サービスの事業所全てにおいては、区が内容を把握できる立場にあり、指導もできると思う。

それを考えたときに、認知症グループホームにしても、認知症デイサービスにしても、中身がばらばらといったら変だが、事業者間同士の連携も、地域としては必要ではないかと思われる。認知症の方なのだから、縛りつけることなく対応していくということは大事ではあるが、そのときに必要なことは、地域での連携だと思う。その点について、区としてはどのように考えているのか。利用者、事業者、それぞれの立場に立って、どの程度の指導ができるのか、少し伺いたいと思う。

〇介護保険課長 区の立場という形でお話をさせていただく。できれば、事業者の委員もいらっしゃるので、事業者の委員からもお話をいただければと思う。

練馬区の地域密着型サービス事業者への指導には、二つの方法がある。一つは、集団指導で、事業者の方にお集まりいただき、情報提供等をさせていただく。もう一つは、実地指導で、これは事業所を訪問して職員へのヒアリングや書類の確認をさせていただくもので、練馬区では毎年多数の実地指導を行っている。

区の指導の実施においては、地域密着型サービス事業者の皆様にもご協力をいただいて おり、事業者の方々のご理解も一定程度進んできていると考えている。

○委員長 事業者の委員の方、ご発言はいかがか。

〇委員 練馬区の場合は、事業者連絡協議会が盛んで、その中で地域密着型サービス部会を行っており、私が代表をさせていただいている。

地域密着型サービスは、練馬区はかなり数が多いので、会議に出てきている事業所は、 運営もしっかり行っているが、会議に出てほしい事業所は、なかなか連絡がつかないとい う実態である。また、管理者や計画作成担当者が変わる中で、練馬区は、実施指導や地域 密着型サービス研究会などの場を通じて事業所の声を聞くというスタンスがあり、そのよ うな話は、東京都の中でもある。

ただ、グループホームがまだ15か所ぐらいのときはかなりまとまっていたが、株式会社などもたくさん開設する中で、なかなかお会いできないまま管理者が変わってしまったり、連絡しても連絡がとれなかったり、あとは実際に人がいなくてなかなか会議に出られないという実態もあるかと思う。また、新しい事業所ができたときに、地域密着型サービス分科会についてどこに連絡したらよいのかという問い合わせがあり、そのような集まりがあればぜひ出席したいという管理者の方もいる。

先日、東京都でグループホームの調査があり、食事のメニューは誰が決めているのか、 外出の頻度、家賃、人員配置、給料などを調べていた。全国的にも「グループホームと は」ということが言われており、生活を構築するのがグループホームの目的であるが、事 業所間のサービスの差が激しくなっているので調べられている。

練馬区の目指すグループホームのあり方については、以前も話したかもしれないが、指導や公募の中で、区としてこういうグループホームを求めているということを、企業に対して説明していくことも大事だと思っている。

○委員 地域との連携という話が出たが、なかなかこれは難しい。今、委員から話があったように、会合などに出てくる事業所と出てこない事業所が、本当によく分かれている。 お声をかけても、連絡もなしというのも多い。

それで、今、私たちは地域密着型サービスの中で認知デイの分科会をつくり、他の事業所と連携をとりながら、月1回、部会を開いているが、それにも集まりがない状況である。それぞれ事業所のサービス内容などについて情報共有したい部分もあるが、なかなかその辺も難しく、それぞれの事業所の個性があっていいような感じもしている。

練馬区の対応としては、集団指導や実施指導をやっていただいているので、それに基づいた運営を私たちも行っているが、今後も認知症デイの部会として、定期的に皆で話し合いをしながら、認知症デイサービスを発展させていきたいと考えている。

○委員 私は、訪問介護の事業者連絡会の代表をさせてもらっているが、訪問だけでも 200事業所以上ある。練馬区の事業者連絡会の定義は、練馬区に所在地している事業所が 会員となる。会費等はとっていないので、会員になっている意識がない事業所が多く、まだ組織としてはまとまり切れていない状況である。

ただ、練馬区はほかの区に比べたら本当に事業者との話し合いの場も持ってくれるし、 真摯に話も聞いてくれるということでは、他の区ではないことだと思う。だからこそ、本 年度は私も部会長だったので、我々事業所としても、毎月検証をし、共通の認識を持って、 事業所の皆様にもどんどん参加してもらって、まとまった意見を聴取しようとした。

特に今回は総合事業の話があったので、区主導ではなくて、どうしても区と事業所が一緒にやっていきたいということで、定期的な打ち合わせ開き、様々な意見を伺ってきた。 そういう意味で、区と事業所の関係はうまくできているのではないかと、私個人は思っている。

○委員 ケアマネジャーの立場でお話をさせていただくと、今度の改正で、特定事業所集中減算が見直され、今までは、同一法人で9割までサービスを担当させても減算にならなかったが、今後は8割となった。また対象のサービスが、それまでは通所介護、福井用具貸与、訪問介護の三つだけであったのが、全てのサービスが対象になったということで、ケアマネジャーの公正・中立性というのが、強く打ち出されたと思う。

今までは、自分の法人の中でサービスを提供し、何とか事業が運営できていたが、これからは変わっていく。私個人としては、5割まで事業所の集中率を下げてもよいのではないかと思う。様々なサービス提供事業者と付き合うことで、ケアマネジャーも資質向上になるし、提供事業者自身も資質向上のきっかけになると思う。

○委員 利用者として見れば、利用者がどういう事業所を選んだらよいのか、ケアマネジャーから情報をいただいても、自分にどの事業所が合うのかがわからない。それで、たまたまここが良いかと思って利用したところが自分に合わなかったりしたら、悲劇である。極端な例であるが、例えば高齢者を預かっても、その方がその事業所でうまくやっていけない、だからといって、家に戻すということも難しい、そうなるのが、すごく利用者としては恐れるわけである。そんな時に、どういう基準とか、どういうところを見て、ケアマネジャーと連携して、事業所を選んでいいのかといったときに、その事業所のある近所の方の口コミみたいなものが良いのかなという気がした。地域の連携というか、地域同士のつながりが、どこかで見える形がほしいと思ったので、お伺いさせていただいた。

ケアマネジャーも様々な情報を持っていると思うが、そのあたりの点を、利用者側の立場をご理解いただいて、介護保険のサービスにつなげていただけたらありがたいという気持ちでいる。

〇委員長 ぜひ、地域の中でも、そういったアドバイスを、住民の方も含めて活発にしていただきたい。本当に困ってからだと、なかなか情報は得られないので、比較的に元気なときから、情報に耳を傾けるような仲間づくりなども必要かと思う。

- ○委員長 次回の日程について、事務局よりお願いする。
- **○事務局** 次回、第3期第14回の日程については、現在調整中である。第3期の委員の任期は平成27年6月30日までとなっている。次回の日程については、調整次第お知らせる予定であるので、よろしくお願いする。
- **○委員長** 事務局の報告のとおり、第3期第14回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに地域密着型サービス運営委員会の開催時期は、現在調整中である。正式な開催通知については、後日、事務局から各委員にお送りするので、よろしくお願いする。本日も大変活発なご意見をいただき感謝申し上げる。どうか気をつけてお帰りいただきたい。